

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還交渉資料第9巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 在米国接收財産返還, 訪沖調査団, プライス法案審議, 個人タクシー認可問題, 黒い霧問題, 警察法の改正, 牛場次官, 自民党佐藤派議員会合, 沖縄返還問題 (財政金融的側面), 祖国復帰に関する請願 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43635">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43635</a>

四三 次下海濱(白子危依落山拔身)

此變(白子危依落山拔身)



秘  
無期限

事務次官秘書官七

アメリカ局

参事官

北米才一課

(No. 1.)

安全保障課長

四月三日。

半場次官、自中野議員佐藤派に於ける構面関係

沖繩返還交渉をめぐり諸問題。

一、日米交渉の経緯は、今後のタイムテーブル

(一) 沖繩返還問題は、当面、日米間の最も重

要な問題の一つである。政府は、従来より

沖繩返還の實現する最善にして最短の道は、

日米友好関係の基礎の上に、米國政府と

之行くことにあることの判断にたつて、米國政

府との折衝を進めようとした。

平批条約第三条により、沖繩と同様、米國

外務省

10x20

第六十二回 衆議院請願文書表 第三十

の施政権下におかれたい在美群島及び小笠原諸島について、~~昨年~~米國政府との話し合ひを通じて、その互還が実現してゐる。

(三) 沖繩については、昨年十一月の佐藤総理とジョンソン大統領との合談において、沖繩の施政権を日牛に互還するとの方針の下に、日米兩國政府が、沖繩の地位について、共同かつ継続的協議を行はうと合意された。お

り、さらに、沖繩が二十余年間にわたる、本土の施政権から切りはなされた結果、本土

外務省

の本土復帰の條に起るべきが予想される種々の摩擦を最小限にするために、本土と沖繩の一体化を進めることも合意された。

(三) 沖繩の施政権互還問題は、一九五七年の岸・アインシュタイン合談以来、一九六一年の池田・トネテウ合談、一九六五年の第一回佐藤・ジョンソン合談等、歴々の総理大臣と大統領との合談において、よりあげられて来た。この合談において、日本側より、沖繩互還に対する日本国民の強い願望を強調し

外務省



外務省

情勢の依然流動的現狀の下で、邦露問題の  
 ニニオが前進して来るニハ、日米関係の  
 一は、国際法に於ける日本の地位の向上  
 によるニ大なる影響を及ぼす。佐藤  
 総理大臣の在任中に於ては、佐藤  
 外相の勅令したる如く、意士は自ら  
 下い學業がある。  
 (三) 一昨年の佐藤・ジョーンソン合談に於いて  
 總理より、日米兩國政府の、西三年内に  
 双方の満足するに至るべき時期に於て合意すべ

外務省

及びあるニハを強調した。ニの合談を以て  
 二、總理は、西三年内に施政權返還の時期の  
 目途がつくとの確信を得られたる。この  
 合談の経緯及びその後の米側對露の発言の事  
 については、二の總理の確信が十分根據のあるもの  
 である。例へば、昨  
 年七月二十九日、ラズリ國務大臣は、説き及ば  
 ず、この合見に於いて、米國は、非強迫返還の期  
 間を及ぼす時期に於いて、西三年内に合意に達し  
 たいとの佐藤總理の願望を理解して、自ら

(No. 8)

（二）  
 ニクソン大統領由。大統領選挙中より。沖  
 繩問題に付いては。佐藤総理とニクソン大  
 統領の間合意を尊重する旨明らかにし。不  
 リ。沖繩返還をめぐる日米間の折衝は。先例  
 の政權交代によるもの。基本的に変化はない  
 (四) 沖繩返還に因する日米間の折衝は。三木外  
 務大臣とニクソン大統領との終り。愛知外  
 務大臣とニクソン大統領。森田外務大臣  
 代理大使のレベルをはいじめ。東京及び

外務省

10x20

(No. 9)

ワシントンのあらゆるレベルにおいて。統  
 けられしている。佐藤総理は。すかに本年後半  
 には訪米し。ニクソン大統領との間で。沖繩  
 返還の時期に付合意に達する決意を明らかに  
 している。その間。六月二日から四日まで  
 の間。愛知大臣が訪米し。米国防務省と合  
 談する。夏には。日米貿易経済合同委員会  
 が東京で開かれ。予定もあり。ニクソンの株  
 と互いに。愛知外務大臣とロジャーク。國務長  
 官との間に。具体的な話合いを遂げ。おつて

外務省

10x20



本年後半に予定されていゝ総理訪米を成功に  
導く下う努力して行く意である。

二 施政権全面返還の方針と地域別返還論

(一) 沖縄返還のための計米交渉を進めるにあ  
たり、政府は、施政権の全面返還の早期達成  
を目標としてゐる。

予に、これら二の原則との折衝を遂げて中  
米間も施政権の全面返還という二の間に  
異論を述べない。

外務省

(一) 沖縄の施政権返還を求めるときは、二、  
全面返還を求めるときは、二、若干  
の異論がある。二、下市承継の通りである。か  
つこの森林警察法<sup>いんりんけいさつほう</sup>や<sup>いんりん</sup>教育権分離返還構想等  
の機能別分離返還論も、その一つである。か  
とくに、施政権返還後の米軍基地の態様との  
関連で議論されるものには、地域別返還論  
がある。

二、二に、地域別返還を云うのは、米軍施設  
の由り、この主要部分の存在する地域は

外務省

現況の子子米国の施政権下に候し、この地  
 の地味に、この施政権をわが国に返還す  
 るの意の方を指してゐる。  
 この意の方の根拠には、現下の国際情勢の  
 下で、施政権返還の基礎の態様を、現況の  
 本工並外としたのは、わが国及び極東の安  
 全の見地から好ましくなく、また、よほど  
 は、米国の同意も取りつらうないとの意見  
 判断があり、他方、この現況の国内情勢の  
 らゆら、本工並外を越える取極めはわが方と

外務省

して受諾困難の判断されるので、この打開策  
 として、本工並外が可能となること、基礎地  
 域には、銀下るとは、よほどの地味の外を  
 返還するといふ意の方をあきらめて、この意  
 らゆら。  
 (三) この意の方は、当面の問題を回避して  
 、施政権返還の实效をあげること、如くみられ  
 るか、現況には、次の様な問題がある。即ち  
 基本的には、地域別返還には、祖国復帰、平  
 和条約の三条の精算を、この中、返還の基本目

外務省



現形の制約をうけるものか決る下、ことに  
 下る。  
 二これらの諸点を考慮するに、地域的分離互  
 還の利便は、その結果、生ずべき問題を償、  
 二ありあるものは認め難いと判断される  
 。  
 三、施政権互還後の基地の態様に関する政府  
 の立場。  
 (一) 施政権互還交渉の核心は、施政権互還後

外務省

の基地の態様がある。  
 政府は従来より、施政権互還後の基地の態  
 様は、~~施政権互還の目的は、~~抑護にある思  
 地の現状をも考慮し、極東情勢の推移、軍事攻  
 撃の進捗及び、在論の動向等をも勘案し、つ  
 、わが国の長期的安全保障上の利益の観点か  
 ら慎重に判断して行くとの態度をとっている  
 。  
 (二) 米国の軍事力に大きく依存しているわが  
 国の現状の防衛体制において、抑護にある米

外務省















(No. 29)

地運動等から米國世論を確化させることか  
 ありたりう。その小たけに沖絶理地の及基  
 米國政府を動すやしくして「三」という議論も  
 自らも存「の」か言情がある。おし「三」は  
 (四) 米國の世論に「三」は沖絶理問題に全り  
 ありたりう。その小たけに沖絶理地の及基  
 米國政府を動すやしくして「三」という議論も  
 自らも存「の」か言情がある。おし「三」は  
 (四) 米國の世論に「三」は沖絶理問題に全り  
 ありたりう。その小たけに沖絶理地の及基  
 米國政府を動すやしくして「三」という議論も  
 自らも存「の」か言情がある。おし「三」は  
 (四) 米國の世論に「三」は沖絶理問題に全り

10x20

外務省

(No. 28)

極東と「三」た地域  
 日本以外の地域の「三」  
 工業力に有する「三」  
 海外基地の整理  
 日本以外の地域の「三」  
 工業力に有する「三」  
 海外基地の整理

10x20

外務省



国合件との本日の問題であるとして、沖繩の  
 現状の地位の変更も、関係諸国の協議によ  
 り解決しなくてはならないと主張している。  
 一九五六年二月七日、在中華民國の日本大使館  
 の国府外交部に対し、わが国が琉球に潜在主  
 権を有し、かつ琉球住民が日本国籍を有す  
 ること、及びわが政府は在外沖繩住民に対し  
 外交保護権を有する旨の日本政府の見解を表  
 明し、おいたのに対し、一九五六年十月九日  
 、国府外交部より、わが方大使館に対し、上

外務省

記趣旨により、日本側見解を承認する覚  
 書と提示し、これに対し、わが方大使館よ  
 り、一九五七年一月二十一日付覚書が反  
 して終結があること。  
 最近に於て、二、陳駐日大使が三月五日に帰  
 国し、陳の記者会見で、沖繩の米軍基地は  
 米国の安全保障条約を締結しているアジア諸  
 国の関心事があり、わがわがは当然これに関  
 与する権利を有している旨を述べ伝えること  
 である。施政権返還後の基地の態様との関係が

外務省

(No. 35.)

わが領土の互置問題があり。日米西国間の同  
 題 （この互置問題にたいして） 処理すべき点がある。  
 二の点については日米西国間に意見の相違  
 はない。  
 韓 國 中華民國軍のわが国周辺諸国の安全  
 はわが国とこれと重大な関心を有するに  
 ござり。施政権互置後の基地の様相を考  
 えるに及ばずとも二の点に充分考慮を払  
 行くと云ふべきである。

外務省

10x20

(No. 34.)

ら、沖繩の問題は日米西国間の問題 （この） ではない  
 也の主張があるわけは認めらる。但し、二  
 の点については中華民國政府よりわが方政府  
 に討する甲入ははない。  
 (三) 沖繩にあり米軍基地のわが国のみならず  
 極東の自由諸国の安全保障に重要な役割  
 を果してゐるに鑑み、これらの諸国は  
 施政権互置後の基地の様相に関心をもち、  
 是れを当然の事と見做さるべきである。  
 沖繩問題は、  
 日米西国間の問題は、

外務省

10x20